

徳島県告示第六十六号

徳島県労働委員会の第四十九期の使用者委員及び労働者委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和五年三月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 推薦資格

- 1 使用者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。
 - 2 労働者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有し、かつ、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。
- 二 委員候補者の資格
- 法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

三 推薦期間

令和五年三月三日（金曜日）から同年四月七日（金曜日）まで

四 推薦手続

- 1 使用者団体
この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (一) 定款又は会則
- (二) 事業計画
- (三) 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）
- (四) 会員名簿
- (五) 労働組合に関する業務参考資料

2 労働組合

この推薦手続に参加する労働組合は、資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して徳島県労働委員会に提出し、三の推薦期間中に法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の証明を受け、その証明書を添えて推薦書を提出すること。

なお、資格審査申請書は、令和五年三月十七日（金曜日）までに、徳島県労働委員会に提出すること。

- (一) 組合規約
- (二) 労働協約（労働協約に付随する覚書等を含む。）
- (三) 組合役員名簿
- (四) 組合会計の決算書の写し
- (五) 職制及び非組合員の範囲一覧表
- (六) 組合組織一覧表

五 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出す

